

一般財団法人福井県建築住宅センター  
確認検査業務手数料規程

- (い) 平成 25 年 4 月 1 日 改正  
(ろ) 平成 30 年 4 月 1 日 改正  
(は) 令和 4 年 4 月 1 日 改正  
(に) 令和 7 年 4 月 1 日 改正

(趣旨)

第1条 この確認検査業務手数料規程は、別に定める「一般財団法人福井県建築住宅センター確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人福井県建築住宅センター(以下「センター」という。)が実施する確認検査業務に係る手数料(以下「手数料」という。)について、必要な事項を定める。

(建築物に関する確認の申請手数料)

第2条 業務規程第 42 条に規定する建築物の確認の申請に係る手数料の額は、確認申請 1 件の申請につき一の建築物毎に別表第 1 に掲げる床面積の合計の区分に応じて定める額とする。  
(に)

- 2 別表第 1 の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一の建築物毎に当該各号に定める面積について算定する。(に)
- (1) 建築物を建築する場合(第 2 号および第 3 号に掲げる場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積 (に)
- (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1 (床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)
- (3) 前号に掲げる変更以外のものにあっては、福井県建築基準法施行細則第 3 条の 3 第 1 項の各号の算定方法として取扱うものとする。(に)
- 3 センター以外で確認を受けた建築物に関する前項第 2 号および第 3 号の規定については、当該建築に係る部分の床面積とする。(ろ) (に)
- 4 第 1 項の確認に係る一の建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成 28 年省令 5 号)第 2 条第 1 項第 1 号イに掲げる基準(以下「仕様基準」という。)により審査する場合は、当該の一の建築物毎に別表第 1 に掲げる床面積の合計の区分に応じて定める手数料の額に、別表第 2 に掲げる床面積の合計の区分に応じて定める手数料の額を加算する。(に)

(建築物に関する完了検査の申請手数料)

第3条 業務規程第 42 条に規定する建築物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、完了検査申請 1 件かつ 1 回の検査につき、一の建築物毎に別表第 1 に掲げる床面積の合計の区分に応じて定める額を合計した額とする。(に)

- 2 別表第 1 の床面積の合計は、当該建築物に係る部分の床面積について算定する。(に)

(完了検査申請手数料の特例)

第4条 センター以外で確認を受けた建築物の完了検査申請手数料は、前条の手数料に第2条の手数料を加算した額とする。(ろ) (に)

(再検査に関する手数料)

第5条 完了検査の結果再検査が必要な場合には、センターは建築主等に手数料を請求することができる。ただし、原則として当該申請に係る完了検査の申請手数料の額の半額とする。(に)

2 完了検査申請の取り下げ申請があり、同一物件であらためて完了検査申請があった場合には、検査内容に応じてセンターは手数料の額を割引することができる。ただし、割引の額は当該申請に係る完了検査の申請手数料の半額までとする。

(確認申請手数料の割引)

第6条 確認申請に係る申込書の提出時にフレキシブルディスク(FD)等を添付した場合の手数料の額については、前条までに定めたそれぞれの手数料の額から1,000円を割り引くものとする。(ろ) (に)

2 災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条に規定する区域内において、災害を受けた者が、当該災害の発生した日から2年以内に自ら使用するために建築物を建築する場合は、確認申請および完了検査申請により災証明書を添付するものとする。(い)

3 前項の申請については、別表第1に定める額の2分の1に相当する額を割引るものとし、その申請については第1項の規定は適用しない。(い)

4 業務規程第43条第4項の規定により、一団の敷地に類似する建築物を4戸以上建築する場合の4戸目以降の手数料については、別表第1に定める額の2分の1に相当する額を割引るものとし、その申請については第1項の規定は適用しない。(ろ) (に)

(建築物に関する仮使用認定の申請手数料)

第7条 業務規程第42条に規定する仮使用認定の申請に係る手数料の額は、申請1件につき別表第3に定める額とする。(に)

2 別表第3の床面積の合計は、当該建築物に係る部分の床面積について算定する。(に)

(帳簿記載事項証明書の交付)

第8条 確認検査業務規程第60条第2項の規程により、帳簿記載事項証明書を交付する場合の手数料の額は1,000円とする。(は) (に)

## 附 則

- 1 この規程は平成23年11月22日より施行する。
- 2 第2条第3項及び第8条の規定については、平成30年4月1日以降にセンター以外の機関において確認済証の交付を受けた建築物に適用する。
- 3 この規程は令和4年4月1日より施行する。
- 4 この規程は令和7年4月1日より施行する。

別表第1 (ろ) (は) (に)

(確認検査業務手数料額表) (第2条、第5条関係)

床面積の合計	確認特例	確認申請	完了検査申請
30 m <sup>2</sup> 以内	あり	8,000 円	18,000 円
	なし	12,000 円	27,000 円
30 m <sup>2</sup> 超～100 m <sup>2</sup> 以内	あり	13,000 円	21,000 円
	なし	20,000 円	31,000 円
100 m <sup>2</sup> 超～200 m <sup>2</sup> 以内	あり	20,000 円	27,000 円
	なし	30,000 円	40,000 円
200 m <sup>2</sup> 超～300 m <sup>2</sup> 以内	あり	二	二
	なし	35,000 円	45,000 円

確認申請において天空率の審査を要する場合は 5,000 円を加算 (は)

別表第2 (に)

(仕様基準による基準適合確認手数料額表) (第2条第4項関係)

床面積の合計	金額
200 m <sup>2</sup> 未満	17,000 円
200 m <sup>2</sup> 以上～300 m <sup>2</sup> 未満	19,000 円

別表第3 (に)

(仮使用認定手数料額表) (第7条関係)

床面積の合計	金額
30 m <sup>2</sup> 以内	27,000 円
30 m <sup>2</sup> 超～100 m <sup>2</sup> 以内	31,000 円
100 m <sup>2</sup> 超～200 m <sup>2</sup> 以内	40,000 円
200 m <sup>2</sup> 超～300 m <sup>2</sup> 以内	45,000 円